

守山市守山二丁目14番35号

株式会社一乗不動産カンパニー

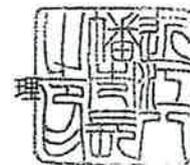
代表取締役 一乗 恒

令和 7年 3月26日 付けで申請のあった開発行為許可申請は、都市計画法第 29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 7年(2025年) 6月 5日

近江八幡市長

小 西



記

1. 開発区域の名称

近江八幡市土田町1331番4

(外 6 筆)

2. 開発区域の面積

6,549.02 m²

3. 建築予定物の用途

分譲宅地

(30区画)

4. 宅地造成又は特定盛土当規制法に基づく既定の適用

当該宅地造成に関する工事は、宅地造成又は特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなす。(適用される同法上の手続きについては盛土規制担当部局の指示等に従うこと。)

5. 許可条件

別紙のとおり